

クラブ活動申し合わせ

1 運動クラブ申し合わせ

(1) 運動班活動の頻度と時間

- ① 週1日休班日とし、加えて、年間で、もう週1日分以上の休班日を設け、年間の休班日が週2日分以上になるように調整する。そのうち、少なくとも週1日分は休業日に設定する。

(施設・指導者・生徒の都合上、より安全、または、より有効な場合は、休班日を休業日から授業日に振り替えてもよい。)

(大会等で休業日に活動した場合は、休班日を休業日から授業日に振り替えてもよい。)

- ② 長期休業中の休班日の設定は、学期末に準じた扱いとし、連続した休班日を設ける(学校閉庁日も考慮する)。
- ③ 1日の活動時間*は、平日(通常授業日)2時間以内、それ以外の日は3時間以内とする。なお、大会や練習試合等で、基準とする活動時間を上回る場合には、週当たりの活動時間に留意し、他の日の活動時間で調整する。

*「活動時間」とは、身体的な活動を行う時間であり、会場への移動・準備・片づけ・ミーティング・試合前後の休憩・見学は含まない。

2 学芸クラブ申し合わせ

学芸班の活動・その他については、原則として運動クラブに準ずる。[2 運動クラブ申し合わせ]の[(3) 大会出場制限について] [(4) 大会参加補助について] [(6) 公欠について]の3項目については運動クラブに準じて以下の様に定める。

(1) 学芸班活動の頻度と時間

- ① 週1日休班日とし、加えて、年間で、もう週1日分以上の休班日を設け、年間の休班日が週2日分以上になるように調整する。そのうち、少なくとも週1日分は休業日に設定する。

(施設・指導者・生徒の都合上、より有効な場合は、休班日を休業日から授業日に振り替えてもよい。)

(大会・コンクール等で休業日に活動した場合は、休班日を休業日から授業日に振り替えてもよい。)

- ② 長期休業中の休班日の設定は、学期末に準じた扱いとし、連続した休班日を設ける(学校閉庁日も考慮する)。
- ③ 1日の活動時間*は、平日(通常授業日)2時間以内、それ以外の日は3時間以内とする。なお、大会やコンクールや合同練習試合等で、基準とする活動時間を上回る場合には、週当たりの活動時間に留意し、他の日の活動時間で調整する。

*「活動時間」には、ミーティング・リハーサル等を含み、準備・片づけ・移動等の時間は含まない。